

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営理念に掲げた「人と企業の笑顔が見たい」の実現により、企業価値の拡大と持続的存続及び社会貢献を目指すために、コーポレート・ガバナンスの強化は重要な課題であると考えており、株主総会の充実、取締役会及び監査役の一層の機能強化を図り、積極的かつ継続的な情報開示・IR活動を行い、組織体制や内部管理体制を整備し、必要な施策を講じ取り組みます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

当社はコーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
齋藤公男	4,542,800	51.86
セファテクノロジー株式会社	440,000	5.02
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	150,000	1.71
奥直彦	114,000	1.30
京都中央信用金庫	87,000	0.99
中島彰彦	84,000	0.96
浅野真輝	80,000	0.91
大槻哲也	80,000	0.91
小林孝史	80,000	0.91
株式会社インテリジェンスオフィス	80,000	0.91

支配株主(親会社を除く)の有無	齋藤 公男
-----------------	-------

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	9月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満

直前事業年度末における連結子会社数

10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引につきましては原則、行わない方針であります。

やむを得ず取引を行う場合には、少数株主の利益が損なわれることの無いように、取引の必要性及び取引条件の妥当性を慎重に検討した上で、取締役会の承認を得ることとしております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期 更新	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
中島 彰彦	他の会社の出身者								○			
西嶋 俊成	他の会社の出身者											
立石 知雄	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a	上場会社又はその子会社の業務執行者
b	上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c	上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d	上場会社の親会社の監査役
e	上場会社の兄弟会社の業務執行者
f	上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g	上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h	上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i	上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j	上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k	社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l	上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m	その他

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高島賢二	○	——	長年に亘る内部監査・監査役監査・経営企画の経験及び見識を有し、監査役として企業経営の健全性を確保するための十分な助言を期待できるものと判断したためであります。 また、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないことから東京証券取引所が定める独立役員として指定しております。
佐々木真一郎	○	——	弁護士として法律分野に関する知見を有しており、法令遵守及びガバナンス強化の観点より、法務的な幅広い知見と経験を活かした監査を期待し、社外監査役に選任しております。兼務先である佐々木総合法律事務所、日東化成株式会社との間に取引関係はなく、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないことから東京証券取引所が定める独立役員として指定しております。
北野敬一	○	——	税理士の資格を有しているほか、監査役としての豊富な経験と高い見識を有しているため、独立性を有する社外監査役として当社の監査体制の充実に寄与していただけるものと判断したためであります。兼務先である北野敬一税理士事務所、株式会社メガチップス、株式会社ジョルテとの間に取引関係はなく、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないことから東京証券取引所が定める独立役員として指定しております。

独立役員の人数	5 名
---------	-----

[illegible]

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
-------------------------------	----------------

意欲や士気向上に寄与し、それが事業拡大に資することを目的としてストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

取締役及び従業員の意欲や士気を高めることを目的としております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

個別の報酬は開示しておりませんが、報酬総額を有価証券報告書及び事業報告にて開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬の額の決定につきましては、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で決定しております。
当事業年度の各取締役の報酬の決定の過程については役割、業績を勘案し取締役会で決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会の上程議案説明や資料の配布等を事前に実施する等、十分な情報提供を常勤監査役や取締役等より行っています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、企業価値の向上を図るため、監査役会設置会社の形態を基礎として、社外取締役を3名、社外監査役を3名選任することによる監督・監査の強化を図り、また迅速かつ実効性のあるコーポレート・ガバナンスを実現するため以下のように体制を構築しております。

(1) 業務執行に関わる事項

取締役会は、取締役9名、監査役3名で構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。

社外取締役の機能として、広い視野にもとづいた経営意思決定と社外からの経営監視を可能とする体制作りを推進しております。

なお、取締役会は、原則として毎月1回、必要に応じて臨時に開催し、経営上の重要事項を審議、意思決定するとともに、グループ各社の事業執行状況の報告を受け、監督を行っております。

経営会議は、議長を代表取締役社長とし、社内取締役、執行役員、監査役、内部監査室長で構成され、取締役会への報告事項や付議する議案の決定、重要な業務執行案件を審議し代表取締役社長が決裁を行っております。

また、内部監査室長は内部監査による改善事項を報告し、当該報告内容を審議、組織上の情報共有レベルを定めた上で、各部拠点に浸透させるようにしております。なお、経営会議は、原則として毎月1回、必要に応じて臨時に開催しております。

コンプライアンス委員会は、代表取締役社長を委員長とし、社内取締役、執行役員、監査役、内部監査室長、顧問弁護士等で構成され、法令及び定款遵守の周知徹底と実行を図っております。コンプライアンス委員会は原則として毎月1回開催し、必要に応じ臨時に開催しております。当社グループのリスクも含めた把握・分析、適切な管理を行い、定期的に取締役会に報告しております。

(2) 監査・監督の機能に係る事項

監査役会は、監査役3名で構成され、ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役の職務執行を含む日常的活動の監査を行っております。監査役会は原則として毎月1回、必要に応じて臨時監査役会を開催しています。各監査役は、株主総会や取締役会への出席及び取締役・従業員・監査法人からの報告收受など法律上の権利行使のほか、常勤監査役は、経営会議への出席や営業所への往査など実効性のあるモニタリングに取り組んでおります。

(3) 報酬決定等の機能に係る事項

役員の報酬等について、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、当事業年度の各取締役の報酬の決定の過程については役割、業績を勘案し取締役会で決定しております。各監査役の報酬については、監査役の協議により決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

監査役監査基準・内部統制システムに係る監査の実施基準等に基づいて、取締役の職務執行の監査、内部統制システム等の監査を行っており、監査役監査の実効性を確保しております。また、監督・監査の強化のため複数の社外取締役・社外監査役を選任し、迅速かつ適正な意思決定を図るために経営会議を設置しております。この体制によりコーポレート・ガバナンスの実効性は確保されていると認識しており、引き続き現状の体制維持を考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	決算業務の早期化と併せて、株主総会招集通知を早いタイミングで発送するように努めます。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避して開催し、より多くの株主の皆様にご出席頂けるようにしております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使が可能になるよう検討しています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	今後、検討すべき事項であると認識しております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後、検討してまいります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーの作成、公表を検討しています。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	代表者自身による定期的な説明会の開催を実施しています。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	代表者自身による第2四半期決算及び年度決算終了後の説明会の開催を実施しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	現在のところ、定期的な開催は予定しておりません。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにIRサイトを開設し、開示資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部がIR担当部署となります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社はステークホルダーに対し、IRサイトや決算発表後における説明会等を通じ、適時・適切に情報を提供する機会を設けて行く方針です。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人の職務の執行について、組織の運営に関する社内規程を整備し、意思決定のプロセス及び結果を明確にするとともに、必要に応じて取締役及び監査役、内部監査室が当該プロセス及び結果を閲覧できる体制を構築いたします。

代表取締役社長を委員長とし、社内取締役、執行役員、監査役、内部監査室長、顧問弁護士等で構成されるコンプライアンス委員会を設置し、法令及び定款遵守の周知徹底と実行を図ります。また、コンプライアンス意識を徹底・向上させるために、取締役及び使用人に対してコンプライアンスに関する教育研修を継続的に実施いたします。

代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、業務運営の有効性、財務報告等の信頼性、コンプライアンスの観点から内部統制の整備・運用状況を評価し、改善に向けて助言・提言を行います。

取締役及び使用人の職務執行に関するコンプライアンス違反の未然防止、早期発見、また違反発見時に迅速かつ効果的な対応を図るため、社内窓口及び社外窓口（顧問弁護士）を併設し、通報者の保護を講じた内部通報制度を導入し、運用いたします。

取締役及び使用人が当社株式を売買する際は、最高財務責任者を委員長とし、経営企画部長、総務部長で構成される内部情報管理委員会の事前の承認を得るものとします。また取締役、執行役員その他重要な内部情報に触れる機会の多い使用人に対しては当社株式の売買禁止期間を設け、取締役が当社株式の売買を行った際は取引の内容を取締役会に報告する等、内部者取引の予防のための体制を整備いたします。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会等の重要な会議における意思決定に係る情報、代表取締役社長決裁等の重要な決裁に係る情報、財務及びコンプライアンスに係る情報等、取締役の職務執行に係る情報の取扱いは、法令、文書管理規程をはじめとする諸規程に基づき、文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理いたします。また、取締役及び監査役は、これら文書を常時閲覧できるようにいたします。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス委員会が当社グループのリスク管理活動の主体となり、事業運営から生じる損失の危険を平時より網羅的・体系的に収集し、その動向をモニタリングすることで可能な限り未然の防止を図り、リスクが現実のものとして顕在化した場合には迅速な対応により影響を最小化する体制を構築いたします。

コンプライアンス委員会は、当社グループのリスクの把握・分析、適切な管理を行い、定期的に取り締めに報告いたします。また、リスク管理の意識及び実効性の向上に努めます。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は、職務分掌規程、職務権限規程、決裁に関する基準等に従い、重要性に応じて権限委譲に基づく意思決定を行うことで、意思決定の迅速化を図り、効率的に職務を遂行いたします。

事業計画を策定し明確な目標を定め、それに沿った適切な業務運営を推進いたします。また、事業計画の進捗状況を取締役会にて定期的に報告・検証することで、効率的な職務執行を図ります。

(5) 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の取締役または使用人に子会社取締役を兼務させ、また当社の監査役に子会社監査役を兼務させることにより、子会社の業務執行に対して適切な管理を行います。

当社が定める関係会社管理規程に基づき、子会社の経営成績、財政状況、その他の情報について、当社へ定期的に報告いたします。また、重要な事象が発生した場合には、当社に速やかに報告いたします。

当社内部監査室による内部監査を、当社グループ全体を対象に横断的に適用することで、当社グループ全体の適切な業務執行状況を評価いたします。

子会社には、事業特性、規模、当社グループ内における位置づけ等を勘案の上、相応しい体制の整備を求めるとともに、その整備状況について定期的に報告を受け、必要に応じてその改善を求めるものとします。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の要請がある場合、監査役の職務を補助する使用人を選任できるものといたします。

監査役の職務を補助すべき使用人は、他部署の使用人を兼務せず、監査役以外からの指揮命令を受けないものとし、指示の実効性を担保いたします。また、任命、人事異動等の人事権に関する事項の決定について、監査役会の事前の同意を得るものとします。

(7) 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

年度予算において、監査役がその職務の執行に必要と見込まれる費用の予算を設けております。

監査役が、職務の執行について生ずる費用の前払または支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、監査役がその職務の執行に必要でないことを証明できる場合を除き、監査役からの要請に応じて、適宜、その費用及び債務を処理するものといたします。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会の他、重要な意思決定プロセス及び業務執行状況を把握するために、重要な会議または委員会に出席することができ、かつ、必要な情報の開示を求めることができるようにいたします。

監査役は、内部監査室よりその監査計画や監査結果の定期報告を受け、内部監査室との連携を確保いたします。また、監査役は内部通報制度の運用状況の定期報告を受けるものとします。

取締役及び使用人は、監査役から業務執行に関して報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行うものとします。

取締役及び使用人が、監査役への報告をしたことを理由とする不利益な扱いを受けることを禁止し、その旨を周知徹底いたします。

(9) その他監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを確保するための体制

取締役は、監査役がその職務を補助するために、監査役が監査基準を理解するとともに、監査役との十分な協議、検討の機会を設け、その環境整備を行います。

監査役は、代表取締役社長との定期的な会合を持ち、監査上の重要課題等について意見交換を行います。また、内部監査室及び会計監査人が、定期あるいは必要に応じて随時、監査役と意見交換を行う等、内部監査、会計監査、監査役監査の相互連携を深めます。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

(1) 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え方

「反社会的勢力への対応に関する規程」において反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え方を規定し、代表取締役社長以下組織全員が一丸となって反社会的勢力の排除に取り組みます。

反社会的勢力とは一切関係を持たず、また反社会的勢力による不当要求は一切拒絶いたします。

(2) 反社会的勢力との取引排除に向けた整備状況

「反社会的勢力への対応に関する規程」において「反社会的勢力に対する基本方針」を明文化し、年1回研修を開催し周知徹底を図ります。

「反社会的勢力排除に関するマニュアル」を制定し、反社会的勢力の排除についての防御策や対応を明文化いたします。

反社会的勢力の排除を推進するため統括管理部署を設置し、不当要求があった場合の対応窓口といたします。

新規取引先においては取引開始前に、既存取引先については年1回の頻度で、反社会的勢力との関係に関する確認を行います。また取引の基本契約書に反社会的勢力との関係排除に関する条項を設け、反社会的勢力の排除に向け然るべき対応を取ります。

反社会的勢力からの不当要求に備え、外部専門機関との連携を図ります。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

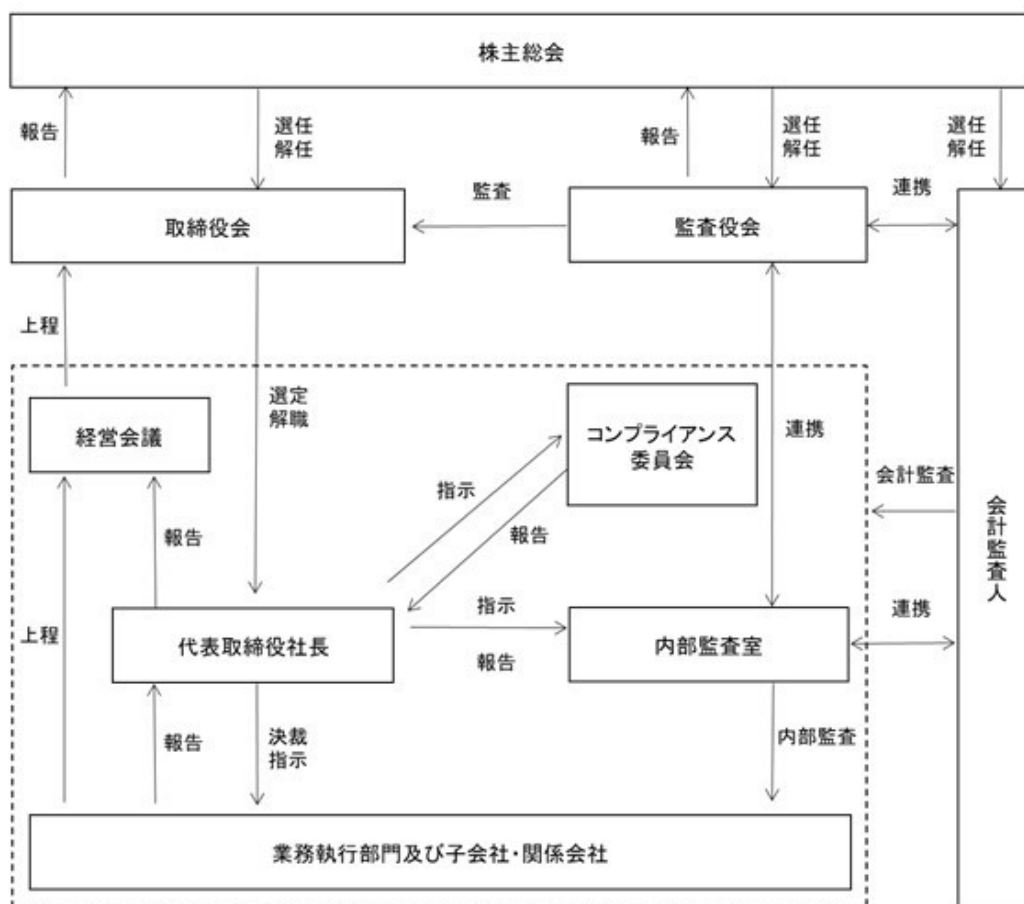
なし

該当項目に関する補足説明

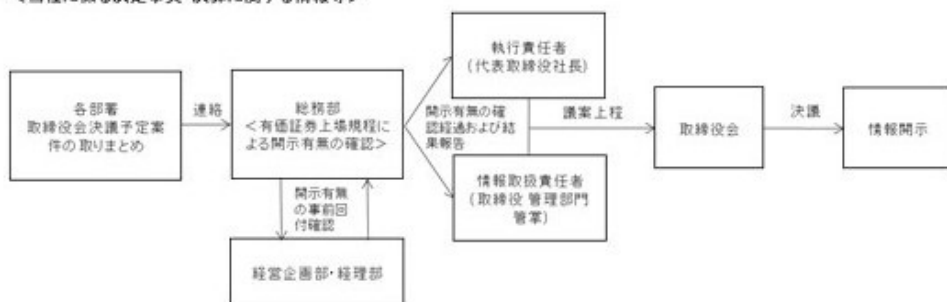
買収防衛策については、検討しておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

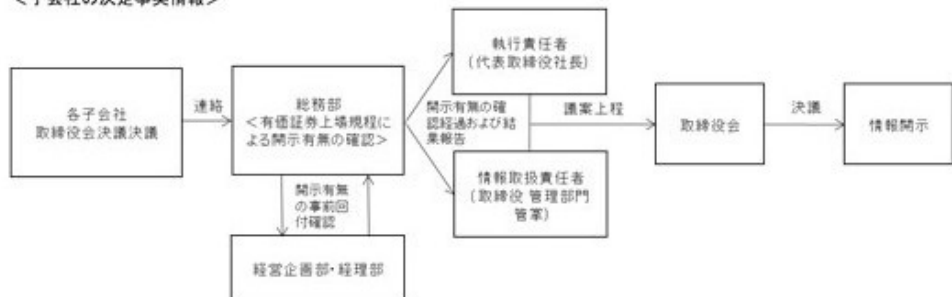
<模式図(参考資料)>



<当社に係る決定事実・決算に関する情報等>



<子会社の決定事実情報>



<当社及び子会社の発生事実情報>

